

多文化社会学部成績の疑義申立てに関する申合せ

(趣旨)

第1条 長崎大学成績評価ガイドライン第8の規定に基づき、成績の疑義申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生は、成績の疑義申立てがある場合、次に定める期限までに申請することができる。

成績評価学期	対象学年	疑義申立て期間
前期	1～3年次	成績公開日から1週間
	4年次 3月卒業予定者	
	4年次 9月卒業予定者	成績公開日から休業日を除く2日間
後期	1年次	成績公開日から1週間
	2～3年次	
	4年次 3月卒業予定者	成績公開日から休業日を除く2日間
	4年次 9月卒業予定者	成績公開日から1週間

(方法)

第3条 前条の成績の疑義申立ては、次の手順により取り扱う。

- (1) 学生は、所定の期限内に「成績の疑義申立て書」(別紙1)を学務担当係へ提出する。
- (2) 学務担当係は、前号をもって教務委員長に報告する。
- (3) 教務委員長は「成績の疑義申立て書」の内容を確認の上、学部長に報告するとともに、教務委員長は学務担当係を通じて「成績の疑義申立て書」を授業科目担当教員に通知する。
- (4) 授業科目担当教員は、疑義内容について、所定の「成績の疑義申立て回答書」(別紙2)を作成し、次に定める期限までに学務担当係に提出する。

成績評価学期	対象学年	回答期間
前期	1～3年次	学生からの申立て受理日から1週間
	4年次 3月卒業予定者	
	4年次 9月卒業予定者	学生からの申立て受理日から休業日を除く2日間
後期	1～3年次	学生からの申立て受理日から1週間

	4 年次 3 月卒業予定者	学生からの申立て受理日から休業日を除く 2 日間
	4 年次 9 月卒業予定者	学生からの申立て受理日から 1 週間

- (5) 学務担当係は、提出のあった「成績の疑義申立て回答書」を教務委員長に提出する。
- (6) 教務委員長は「成績の疑義申立て回答書」を確認し、内容に疑義が生じる場合は教務委員会にて審議する。なお、教務委員会にて審議した場合は、第 8 号の報告は省略することができる。
- (7) 前号までの手続きを経て、教務委員長が了承した場合は、学務担当係を通じて、当該学生に通知し、成績の変更がある場合は速やかに学務担当係で処理を行う。
- (8) 本件の結果については、教務委員会の報告事項とする。

(事務)

第 4 条 成績の疑義申立てに関する事務手続き及び書類の管理は、学務担当係が行う。

(補則)

第 5 条 この申合せに定めるもののほか、成績の疑義申立てについて必要な事項は、教務委員会が別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和 3 年 1 2 月 1 6 日から施行する。